

米原市建設工事成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、当初請負金額 250 万円以上の工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、米原市契約規則(平成 17 年米原市規則第 43 号)第 2 条に定める検査職員ならびに米原市建設工事監督要領第 4 条および第 6 条に定める総括監督員、主任監督員および監督員とする。

(成績評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事の完了検査または中間検査のときにそれぞれ行うものとする。この場合において、完了検査の評定にあたっては、中間検査で行った評定を勘案した総合評定で行い、検査職員にあつては検査の都度に、総括監督員、主任監督員および監督員にあつては工事の完成のときに評定を行うものとする。

4 前項の評定は、記入方法および留意事項(別紙 1)および施工プロセスのチェックリスト(別紙 2)を考慮して工事成績採点表(様式第 1 号)および工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表(別紙 3、別紙 4 および別紙 5)により行うものとし、請負人から工事における「高度技術」、「創意工夫」および「社会性等」に関する当該工事における実施状況を様式第 2 号および様式第 3 号により提出があった場合は、これを含めて考慮するものとする。

5 評定結果は、工事成績評定表(様式第 4 号。以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(評定結果の報告)

第5条 検査職員は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を契約主管部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 契約主管部長は、次の各号の工事に係る当該工事の請負人に対して前条の評定表の合

計を請負工事成績評定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) ほ装工事
- (4) 電気設備工事
- (5) 水道施設工事
- (6) 給排水冷暖房工事
- (7) 解体工事

(説明の請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた請負人は、評定点等に疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に契約主管部長へ請負工事成績評定点説明請求書(様式第6号)を提出し、説明を求めることができる。

2 前項に規定する説明請求書の提出先は、契約主管課とする。

(請求への回答)

第8条 契約主管部長は、前条第1項に規定する請求を受けたときは、請求を受け付けた日から14日以内に当該請求者に対して請負工事成績評定点に係る説明書(回答)(様式第7号)により回答するものとする。

(再説明の請求)

第9条 前条の回答を受けた請求者は、当該回答に疑義があるときは、回答を受けた日から起算して14日以内に契約主管部長へ請負工事成績評定点再説明請求書(様式第8号)を提出し、再度説明を求めることができる。

2 前項に規定する再説明請求書の提出先は、契約主管課とする。

(再請求への回答)

第10条 契約主管部長は、前条第1項に規定する再説明請求を受けたときは、米原市請負工事成績評定委員会に諮り、請求を受け付けた日から起算して30日以内に当該再請求者に対して請負工事成績評定点に係る説明書(再回答)(様式第9号)により回答するものとする。

(評定点の修正)

第11条 契約主管部長は、第6条に規定する評定点の合計を通知した後、評定点を修正する必要があると認められる場合は、米原市請負工事成績評定委員会に諮り、評定点を修正したときは、その結果を当該請負人に通知するものとする。

(米原市請負工事成績評定委員会)

第 12 条 第 10 条および前条の規定による審議を行うため、米原市請負工事成績評定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員 6 人以内で組織し、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 契約主管部長
- (2) 土木主管の部長およびこれに準ずる職にある者
- (3) 当該工事主管部長および担当課長の職にある者
- (4) 契約主管課長

3 委員会に委員長 1 人を置き、契約主管部長をもってあて、委員長は委員会を総理し、会務を代表する。

4 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ米原市建設工事等契約審査会(以下「審査会」という。)の開催日に招集し、委員長は会議の議長となる。ただし、議長が必要と認めたときは、審査会の開催日以外の日に招集することができる。

6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 会議は、非公開とする。

付 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 米原市建設工事成績評定実施要領(平成 21 年 6 月 1 日制定)は、廃止する。

3 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に発注する工事および既に発注している工事で平成 22 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。